



上下水道



水道

問 本5階 上下水道課 水道担当 ☎0287-23-8713

▶ 水道使用(給水)開始申込書

使用を開始する場合は、3営業日前までの営業時間内に、上下水道課で水道使用(給水)開始申込の手続きをしてください。その際に本人確認書類をご持参ください。給水開始手数料2,200円(税込)は初回の水道料金と併せての請求となります。

水道使用(給水)開始申込書は市ホームページよりダウンロードできます。

水道料金、下水道使用料のお支払いにつきましては、口座振替が便利ですので、ぜひご利用ください。

▶ 使用中止届

転出や転居で水道を止める時は、3営業日前までに使用中止届を提出してください。届出がされるまでは契約が継続されていますので、料金はおお客様の負担となります。

▶ 給水装置使用者変更届

ご契約されている使用者の名義が家族間で変わる場合、給水装置使用者変更届を上下水道課へ提出してください。その際、新しい使用者の本人確認書類が必要です。給水装置使用者変更届は市ホームページよりダウンロードできます。

※上記の手続きにつきまして、オンラインによるお申込み受付をご利用になれます。市のホームページ《オンラインサービス》水道インターネット受付からお手続きください。

▶ 給水装置所有者変更届

給水装置所有者の名義が変わる場合、給水装置所有者変更届を上下水道課へ提出してください。その際、新しい所有者および現在の所有者の本人確認書類が必要です。給水装置所有者変更届は市ホームページよりダウンロードできます。

▶ 水道料金

水道料金の支払い

水道料金は、2か月に1度、月の初め頃に検針員がお伺いし、水道メーターを検針した水量に基づき下水道使用料と併せて算出されます。

納入通知書は、検針後、納入月の中旬頃発行されます。口座振替をご利用されている方は、検針月の25日(25日が土曜日、日曜日、祝日の時は、休日後の最初の営業日)に口座振替させていただきます。

- 水道料金を滞納しますと給水を停止しますので、期限内に納入してください。
- 下水道(農業集落排水施設を含む)に接続している場合は、下水道使用料と合計した金額となります。

▶ 給水装置工事

給水装置を新設する場合や、増設、改造、修繕等をする場合、工事は市指定工事店以外は行うことができませんので、必ず市指定工事店に依頼してください。

工事費は依頼者の負担となりますので、工事を依頼する場合はあらかじめ工事の内容や工事費について、市指定工事店からの見積り等により確認してください。

依頼する工事で他人の給水装置から分岐したり、他人の土地を通過する場合等利害関係人がある場合は、工事申し込みの際、利害関係人の承諾が必要となりますので、あらかじめ利害関係人の承諾を得てから工事を依頼してください。

新規に給水装置を設置する場合は、工事費のほかに水道加入金、設計審査手数料および竣工検査手数料が必要となります。

市指定工事店一覧は市ホームページに掲載しておりますが不明な場合は、上下水道課にお問い合わせください。



冷暖房空調給排水衛生設備・設計・施工

株式会社 唐橋工業



大田原市薄葉1700-8
TEL 0287-29-0227
FAX 0287-29-1226

大田原管工事工業協同組合

〒324-0043 大田原市浅香3-3578-747
TEL 0287-47-7611 FAX 0287-47-7613
E-mail:ootawarakankouji@outlook.jp

・大橋総設工業株 0287-23-3100	・株唐橋工業 0287-29-0227	・塩那エンジニアリング株 0287-23-1827
・有金堀設備工業 0287-22-3590	・株サニテック・フカヤ 0287-47-5520	・株郡司工業 0287-24-2655
・有三幸設備 0287-54-1612	・有上田幸設備 0287-22-4224	・有上田原設備メンテナンス 0287-23-1674
・株伊藤電設 0287-22-4111	・株三和電気工業所 0287-23-4620	・有田積設備工事 0287-23-0382
・有菊池設備工業 0287-23-4131	・株塚本建設 0287-23-6272	・国井設備工業 0287-23-1877
・有野崎工業 0287-48-7233	・株みずほ 0287-47-5888	・有小畑水工所 0287-98-2537
・有関屋設備 0287-59-0872	・永森設備工業 0287-98-2680	・西崎工業 0287-59-0524
・株築設備 0287-98-2336	・有マコト設備工業 0287-23-2523	

守りたい快適な暮らしと
豊かな自然
未来へつなぐ大きな架け橋



総合設備業 大橋総設工業(株)
O. A. P. E

- ・冷暖房空調設備
- ・給排水衛生設備
- ・電気設備
- ・設計施工保守

〒324-0057 大田原市住吉町2-4-24
TEL:0287-23-3100 FAX:0287-23-3102

株式会社 郡司工業

事業内容	・給排水工事
	・リフォーム工事
	・水まわりの修理
	・下水・浄化槽工事

大田原市南金丸227
☎0287-24-2655 **従業員募集中**

冷暖房・給排水・衛生設備・浄化槽工事

水まわりプロ

(有)上田幸設備

市指定給水装置工事事業者
市下水道排水設備指定工事店

大田原市美原1-1-15
☎0287-22-4224

各種ボーリング工事
各種ポンプ工事
給排水衛生設備工事
空調設備工事
浄化槽設備工事
各種プラント設備工事
不動産業



塩那エンジニアリング株式会社
Enna Engineering Co.,Ltd.

大田原市南金丸1897-1
TEL.0287-23-1827
FAX.0287-22-7480
ホームページ 塩那エンジニアリング 検索

上下水道



身近な水道屋さん

大田原市水道下水道指定工事店
冷暖房設備・給排水衛生設備・設計施工
栃木県知事許可(般-27)第4589号

(有)三幸設備

トイレ・浴室・キッチン水まわり等のお見積りから施工・アフターフォローまでお任せ下さい。

黒羽向町453 ☎54-1612
FAX 54-2283

快適な暮らしは
水まわりから



「安心の地元指定工事店」

栃木県知事(般)第15744号

(有)金堀設備工業

給排水・衛生・冷暖房・空調設備 工事設計施工
南金丸404 TEL0287-22-3590

▶ 漏水

前回の検針に比べて大幅に使用量が増えた場合は、漏水の可能性があるので次のように確認してください。

1. すべての水道蛇口を閉める。
2. 水道メーターを確認し、メーターの針が動いていないか確かめる。

メーターの針が動いていたら漏水の可能性がります。

お知り合いの市指定工事店または、その建物を施工した業者にお問い合わせください。

市指定工事店の一覧は、大田原市のホームページに掲載しております。

その他、宅地内または道路上の水道管の漏水を発見した時は、次の連絡先にご連絡ください。その際、以下の点についてお知らせください。

連絡事項

住所／氏名／漏水の状況／電話番号等

連絡先

平日 午前8時30分～午後5時15分

上下水道課 ☎23-8713

土曜日、日曜日、祝祭日および夜間休日の場合

大田原管工事工業協同組合

※本管漏水工事のための待機業者であるため、宅内工事はすぐに対応できない場合があります。

☎090-7234-4462

給水装置は、お客様の財産です。維持管理はお客様に行っていただきます。

漏水軽減

漏水の修理箇所によっては、水道料金の軽減対象となる場合があります。詳しくは上下水道課にお問い合わせください。

下水道

問 本5階 上下水道課 下水道担当 ☎0287-23-8712

▶ 公共下水道

公共下水道が整備されると、トイレ・風呂場および台所等の生活排水等の汚水が速やかに処理されます。これにより、悪臭や蚊、ハエ等の発生を防ぐことができ、快適な生活を送ることができます。

公共下水道が使えるようになると、汚水をできるだけ早く下水道に流せるように排水設備を設置しなければなりません。また、くみ取りトイレは3年以内に水洗トイレに改造するように義務付けられています。

排水設備の工事

排水設備の工事は、市から指定を受けた下水道排水設備指定工事店が行うことになっています。また、下水道排水設備指定工事店へ工事の申し込みをしますと、市への手続きや関係書類の作成等を代行してくれます。

水洗便所改造資金融資あっせん制度

市では下水道の普及促進を図るため、くみ取りトイレを水洗トイレに改造または尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する場合、工事に必要な資金の「融資あっせん」を行っています。融資あっせん制度とは、申請者が金融機関から工事に必要な資金を借入し、利子を市が負担する制度です。

ご希望の方は、下水道排水設備指定工事店への工事申し込みの際、お気軽にご相談ください。

下水道使用料

公共下水道への接続工事が完了し、汚水を公共下水道に流すようになると、下水道使用料がかかります。下水道使用料は水道料金と併せてお支払いいただきます。

受益者負担金

公共下水道は道路や公園等の公共施設と違い、利用者が特定の人に限定されてしまいますので、この利益を受けられる区域の皆様へ建設費の一部を負担していただき、負担の公平を図るとともに、さらに下水道の建設を促進しようというのが、「受益者負担金制度」です。



私道への公共下水道工事

市では私道にも公共下水道を設置いたしますが、2戸以上の接続予定がある等の条件があります。

詳細については、事前に上下水道課にご相談ください。

▶ 農業集落排水事業

農村地域における農業用水の水質保全やトイレの水洗化等の生活環境の改善を図るため、生活排水を処理する農業集落排水事業について、下記の3ヶ所で整備が完了し供用しております。

施設名

- 金丸地区農村クリーンセンター
- 川西第1クリーンセンター
- 川西第2クリーンセンター

▶ 井戸水等自家水の使用

井戸水等の自家水を排水している場合、世帯人員により汚水量が決まります。世帯人員の変更や自家水を使用しなくなった場合は、下水道担当までご連絡ください。

個人が設置する浄化槽設置整備の補助

問 本2階 生活環境課 環境保全係 ☎0287-23-8775

公共下水道事業計画区域、特定環境保全公共下水道事業計画区域並びに農業集落排水事業処理区域を除く市内において、生活排水を処理するために合併浄化槽を設置する一般家庭に対して、予算の範囲内で補助金を交付し、個人費用の軽減を図っています。

〈 広告 〉



きれいな水を未来に渡す
環境整美公社は「水環境」を守る会社です

環境整美公社社屋 (大田原市今泉)

協業組合 環境整美公社
住みよい地域社会づくりに貢献

【本社】大田原市今泉429番地17
TEL:0287-23-3231 / FAX:0287-23-3664

【那須営業所】那須郡那須町大字富岡33番地
TEL:0287-74-0516 / FAX:0287-74-0268